

暦年課税の対象となる財産の贈与を受けた場合

平成29年中に親族から贈与を受けた方は まずはこちらをご覧ください

直系尊属から暦年課税の対象となる贈与を受けた場合には贈与税の税率の特例を適用する場合があります。次の設問に該当する場合はチェックを付してください。

あなたは、平成9年1月2日以前に生まれた人ですか。

チェック

☐

贈与を受けた財産の中に直系尊属（父母や祖父母など）から贈与を受けたものがありますか。

チェック

☐

平成29年中に贈与を受けた財産（※）の合計額は、410万1,000円以上ですか。
※財産の金額のうち、次の金額を除きます。

- ① 配偶者からの贈与の特例：対象となる特別控除の金額
- ② 住宅取得の際の贈与の特例：非課税となる金額

チェック

☐

全ての項目にチェックがついたら特例税率を適用するんだソウ。



全ての項目にチェックがついた場合
あなたは、贈与税の税率の特例を適用して一般の税率よりも低い税率で計算することとなります。

添付書類の確認

戸籍謄本を忘れないソウ

平成29年中に贈与を受けた直系尊属から、過去の年分にも贈与を受けている場合において、贈与税の申告の際に、贈与税の税率の特例の適用を受けるために戸籍謄本等を提出していますか。

はい

いいえ

戸籍謄本等を重ねて提出する必要はありませんが、贈与税の申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に戸籍謄本等を提出した年分及び税務署名の記入をお願いします。

制度の概要

贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により取得した財産に係る贈与税額の計算に当たっては、贈与税の速算表「特例税率」欄により計算します。

贈与税（暦年課税）の速算表

基礎控除(110万円)後の課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	-	10%	-
300万円以下の金額	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下の金額	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下の金額	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下の金額	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下の金額	50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下の金額	55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超				

特例税率の適用を受けるためには、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した者の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が当該贈与をした者の直系尊属に該当することを証する書面を提出する必要があります。

直系尊属の証明のために 戸籍謄本等の提出が必要です。